

# 学校感染症について

学校感染症と診断された場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の措置を行います。出席停止期間は、下記のとおり感染症の種類によって基準が定められていますが、医師の診断および指示に従い、登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。

## 手続き

- ① 医師にインフルエンザ等の学校感染症と診断を受けたら、すぐに学校(担任)へ連絡し、医師から登校許可が出るまで(治癒または感染のおそれなくなるまで)療養してください。
- ② 登校開始の際は、主治医に「学校感染症証明書」を記入して貰い、それを担任へ提出する。

## 「学校感染症証明書」

- ① 三木高校ホームページからダウンロードして下さい。
- ② 担任または保健室から受け取ってください。

## 出席停止の期間基準

	病 名	出席停止の期間基準
第 1 種	豚インフルエンザ等指定新型インフルエンザ 鳥インフルエンザ(病原体が H5N1 であるものに限る) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(上記以外)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第 3 種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで